

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月及び同年5月

時期は定かでないが、私の母親がA市区町村役場において、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民健康保険の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料についても、私の母親が、A市区町村役場又はB銀行C支店において納付した。

申立期間について、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料を全て納付している。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、「A市区町村役場において、申立人に係る国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に行ったと記憶している。」と供述しているところ、i) A市区町村の回答等によれば、平成9年5月に申立人に係る国民健康保険の加入手続等が行われていることが確認できるとともに、当時、A市区町村役場国民年金担当窓口には、過年度分に係る国民年金保険料納付書が備え付けられていたことから、9年5月時点において、同納付書により申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であったこと、ii) 申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間を含めて、複数回、申立人の国民年金保険料を遡って納付した旨具体的に供述していること、iii) 申立人が所持するA市区町村発行の平成9年度国民年金保険料納入通知書を見ると、同通知書が9年6月11日に発行されていることが確認できるとともに、オンライン記録等において、9年7月14日付けで、

申立期間以後の8年3月及び9年3月の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることを踏まえると、当該納付に先立ち、申立人の母親が、申立人の国民年金加入手続を行うとともに、申立期間の保険料を過年度納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案609

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年4月まで

私が学生であった平成3年4月頃、両親が私の国民年金の加入手続きを行い、以後、申立期間を含む国民年金加入期間の保険料を納付してくれた。私が所持している年金手帳にも、「初めて上記（国民年金）被保険者となった日 平成3年4月1日」との記載がある。

また、ねんきん特別便には国民年金の未納月数の記載は無かったのに、その後送られてきたねんきん定期便では、未納月数が14月と記載されており、行政のデータ入力ミスにより私の納付記録が消失したものと考えられる。

調査の上、申立期間について、記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号は、原則、届出順に払い出されるところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録における申立人の前の番号の国民年金被保険者の資格取得日等から判断し、A市区町村において、平成6年8月17日以降に払い出されたものと推認でき、当該時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、申立期間当時、申立期間は国民年金未加入期間として取り扱われていたことが推認できる上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄の国民年金被保険者資格の取得日（平成3年4月1日）、その後の資格の取得日及び喪失日の記録をもって、「平成3年4月頃、両親が私の国民年金加入手続きを行い、その後の申立期間及び国民年金加入期間の保険料を納付し

た。」と主張しているが、i) A市区町村は、年金手帳に記載される「初めて上記（国民年金）被保険者となった日」は必ずしも実際に国民年金加入手続を行った日ではなく、国民年金の強制加入対象期間において加入手続が行われていない場合は、強制加入対象期間で未加入となっている期間の最初の日を遡って国民年金被保険者資格取得日としている旨回答していること、ii) A市区町村が保管する「国民年金資格得喪履歴」によれば、申立人が所持する年金手帳に記載された国民年金被保険者資格の取得日等のうち、平成3年4月1日、4年5月1日、同年10月1日、同年10月16日、5年3月25日、同年4月26日及び6年3月25日に係る被保険者資格得喪の届出日は、全て6年8月25日であることが確認できるとともに、当該届出日は、前述の申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される時期（平成6年8月17日以降）とも符合していること、iii) 申立人から提出された国民年金に係る納付書・領収証書によれば、5年3月及び6年3月の保険料は、6年11月29日に過年度納付されていることが確認できるとともに、A市区町村が保管する検認記録及びオンライン記録においても、6年4月から同年9月までの国民年金保険料が6年9月22日に一括納付されていることが確認できることなど、申立人の主張を裏付ける事情は見当たらない。

さらに、申立人は、「ねんきん特別便には未納月数の記載が無かったのに、その後送られてきたねんきん定期便には、未納月数の記載がある。記載内容が異なっているのは行政の事務処理ミスが原因であり、これにより申立期間の納付記録が消失した。」と主張しているが、申立人に係るねんきん特別便に記載された「国民年金の加入月数合計」の171月から「保険料納付済月数」の157月を差し引いた月数である14月が未納月数に相当し、当該記録は、ねんきん定期便に記載された「国民年金被保険者期間における未納月数」14月と一致しており、ねんきん特別便とねんきん定期便の国民年金保険料の納付記録に矛盾点は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続等を行ったとする申立人の両親からは、申立人の希望等もあり事情を聴取することができず、申立人の国民年金加入手続が行われた時期等に係る供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月から平成13年11月まで

日本年金機構において記録されている、私がA事業所に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、給与明細書で確認できる実際の報酬月額より低くなっているため、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、昭和57年5月から58年11月までの期間、59年1月から平成7年10月までの期間及び8年1月から13年11月までの期間については、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書により確認できる報酬月額が、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録上の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、当該被保険者原票及びオンライン記録上の標準報酬月額と同額又は下回っていることが確認でき、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和58年12月、平成7年11月及び同年12月については、申立人は、当該期間に係る給与明細書を所持しておらず、A事業

所においては、当時の賃金台帳等の関連資料は保管されていないことから、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料額を確認できる資料は得られない上、事業主は、「申立人の申立期間に係る社会保険事務について、実際の報酬月額より低い金額を社会保険事務所(当時)に届出し、その報酬月額に基づき社会保険事務所において決定された『標準報酬月額』から算出した保険料を控除していた。」と供述するなど、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月1日から53年4月1日まで
② 昭和53年8月1日から61年3月1日まで

ねんきん定期便に記載されているA事業所に勤務していた申立期間①、及びB事業所において勤務していた申立期間②当時の標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた報酬月額より低い金額となっている。

両申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A事業所に係る申立期間①については、申立人は、「当時、A事業所は、社員に対して給与明細書を発行しておらず、給与から所得税、社会保険料等を控除した後の金額を手取り給与として支給していた。」と供述している上、事業所原簿によれば、A事業所は、昭和53年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在等も確認できないことから、申立人の申立期間①における報酬月額、厚生年金保険料の控除額等を確認できる関連資料や供述も得られない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、申立人と厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日が同日であり、年齢が近く業務内容も同じであったと申立人が記憶する同僚のC氏は、「A事業所に勤務していた当時の給与明細書や源泉徴収票は所持していない。当時の厚生年金保険料の控除額等も分からない。」と供述している上、前述の被保険者原票において、同氏の標準報酬月額は、申立人とほぼ同程度の額であることが確認できることなど、申立期間①において、申立人がその主張する標準報酬月額に見合う厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 2 B事業所に係る申立期間②については、申立人は、申立期間②のうち、昭和55年5月、同年9月、同年11月、56年5月及び同年6月、同年9月、57年4月、59年4月及び同年5月並びに61年2月に係るB事業所が発行した給与明細書を所持しているが、同明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録上の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、申立期間②のうち、昭和53年8月から55年4月までの期間、同年6月から同年8月までの期間、同年10月、同年12月から56年4月までの期間、同年7月及び同年8月、同年10月から57年3月までの期間、同年5月から59年3月までの期間並びに同年6月から61年1月までの期間については、申立人は、当該期間に係る給与明細書等を所持していない上、B事業所に係る商業登記簿に記載された所在地に同社は既に存在せず、当時の事業主の所在等も不明であることから、申立人の当該期間に係る報酬月額、厚生年金保険料の控除額等を確認できる関連資料や供述も得られない。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、前述の同僚のC氏が、申立人と同じ昭和53年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、55年3月26日に資格を喪失していたことが確認できるところ、同氏は当時の給与明細書等を所持しておらず、B事業所における給与からの厚生年金保険料の控除額等に係る供述も得られない上、前述の被保険者原票及びオンライン記録を検証したところ、同氏及び申立人の標準報酬月額に著しい格差が認められないことなど、申立期間②において、申立人がその主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間についてその主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月1日から62年4月1日まで
昭和61年4月から62年3月までの期間において、A事業所B課に臨時職員として勤務していた。当時の給与明細書は所持していないが、勤務していたことは間違いないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、申立人が、申立期間のうち、昭和61年4月7日から62年3月31日までの期間において、A事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所は、「健康保険の取扱いについて、昭和56年度から61年度までの期間において、健康保険に加入させた臨時職員は無かったと思われる。厚生年金保険被保険者の資格についても同様の取扱いであったと思われる。」と回答しているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和57年4月1日から62年4月3日までの期間において、厚生年金保険被保険者の資格を取得している者はいない上、申立人が記憶する同僚についても、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立事業所は、「人事記録及び賃金台帳等を保管しておらず、申立人の勤務状況等について確認することはできない。」と回答しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料等は得られない。

このほか、申立人の給与から事業主により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案625（事案517の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月13日から同年8月27日まで
申立期間については、A丸にB業務員として乗り組んでいたにもかかわらず、船員保険の被保険者記録が確認できない。
申立期間に係る当初の申立ては、記録の訂正が認められないとのことであったが、A丸の所有者がC氏ではなく、「D事業所」という事業所であったことを思い出したため、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録及び船舶所有者名簿において、船舶所有者C氏が、申立期間当時、船員保険の適用事業所であったことは確認できないこと、ii) オンライン記録において、船舶所有者の氏名を検索しても同氏を特定することはできない上、申立人も申立期間当時の同僚の氏名等を記憶していないことから、既に当委員会の決定に基づき平成22年10月5日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、「申立期間当時乗り組んでいた船舶（A丸）の所有者が、船員手帳の船舶所有者欄に氏名等が記載されているC氏ではなく、E市区町村にあった『D事業所』という事業所であることを思い出した。」と主張しているところ、船舶所有者名簿において、D事業所が船員保険の適用事業所に該当したのは昭和32年8月1日であることが確認でき、申立期間当時に船員保険の適用事業所であった状況はうかがえない。

また、D事業所は、昭和62年4月1日に船員保険の適用事業所でなくなった後、平成18年1月に厚生年金保険の適用事業所でもなくなっており、当時の人事記録、給与台帳等を確認することができない上、申立期間当時の事業主について、連絡先等を把握することができず、申立内容を確認で

きる関連資料及び供述は得られない。

さらに、D事業所における船員保険被保険者名簿において、船員保険の被保険者記録が確認できる二人から申立期間当時の状況について聴取しても、申立期間当時の船員保険加入に係る取扱いについて確認できない上、同社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間当時、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認することはできない。

加えて、オンライン記録により、申立人が所持する船員手帳の船舶所有者欄に氏名等が記載されているC氏について、申立期間当時、船舶所有者F氏において船員保険の被保険者記録が確認できるところ、同事業所に係る船員保険被保険者名簿の昭和27年4月3日から30年5月4日までの期間における船員保険の被保険者記録に申立人の氏名等は無く、整理番号に欠番も無い。

また、船舶所有者であるF氏について連絡先等を把握することができないことから、申立内容を確認できる関連資料及び供述は得られない上、申立期間当時、船舶所有者F氏において船員保険の被保険者記録が確認できる同僚からも当時の状況を確認することができない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月17日から同年10月1日まで
② 昭和39年1月2日から40年1月1日まで

私は、前勤務先に在職中の昭和38年6月にA資格免許を取得し、その後すぐにB事業所（現在は、C事業所）に入社した。B事業所には昭和39年末までの期間において継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述等から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がB事業所に勤務していたことはいかかである。

しかし、申立期間①について、B事業所において一緒に勤務していたとする同僚は、「私の厚生年金保険も、入社後数か月間に係る被保険者記録が無い。会社が厚生年金保険に加入させてくれなかったのだと思う。」と供述しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同時期に入社したとする同僚についても、厚生年金保険被保険者資格の取得日は申立人と同日の昭和38年10月1日であることなどから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、両申立期間について、C事業所は、「当時の書類は、既に処分しており、申立人が当社に勤務していた事実及び保険料控除等については確認することができない。」と回答しており、両申立期間について、B事業所における勤務実態、厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料等は得られない。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、両申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会しても、両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票によれば、健康保険番号57番（昭和38年5月1日資格取得）から、健康保険番号85番（昭和40年5月1日資格取得）までの番号において、申立人の氏名等が確認できるのは、健康保険番号*番のみであり、当該番号における厚生年金保険の被保険者記録はオンライン記録と一致している上、資格取得日及び資格喪失日が訂正されたなど不自然な形跡も認められない。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。